

公的相談窓口等を利用して山形県に移住したみなさんに
月額1万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ

県外から移住した方が賃貸住宅に入居した場合、その家賃の一部（上限1万円/月）を最大24カ月補助します。

1 支給額 月額1万円（最大24カ月）

2 補助対象者

- 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの期間に山形県に移住した方
- 転入前に、公的相談窓口等を利用した方（裏面参照）
- 会社等の転勤・進学による異動ではないこと
- 本県に定住する意思があること
- 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと



3 対象住宅

補助対象者本人が契約者であり、移住に際し、自己の居住のため新たに賃貸する住宅。
ただし、下記の住宅は対象外となります。

- 県営、市町村営の賃貸住宅
- 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
- 3親等以内の親族（またはその親族が経営する法人）が所有する賃貸住宅

4 補助金について

- 補助金の対象となる家賃は、転入した月の翌月以降の家賃となります。
- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

5 補助金手続きの流れ

①
転入手続き

①転入手続き 【移住した方→転入市町村窓口】
転入した市町村窓口で転入手続きをしてください。

②
申請

②申請 【移住した方→ふるさと山形移住・定住推進センター】
申請書に、住民票（続柄及び世帯主の記載されたもの）の写し、住宅の賃貸借契約書の写し、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その支給額が分かるものの写しを添えてセンターに申請。

③
交付決定

③交付決定 【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】
申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

④
請求

④請求 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】
令和3年3月10日までに請求書と家賃の支払いを証明する書類等を添えて、補助金を請求。

⑤
審査、支払い

⑤審査、支払い 【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】
請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和3年3月中に補助金を支払います。

【お問合せ先】 (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁内
電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788
メール furusato@yamagata-iju.jp



6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただかず郵送でご提出ください。

※申請書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です。

【提出先】

(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて
〒990-2492 山形県山形市鉄砲町二丁目19番68号
(山形県村山総合支庁 3階)

7 参考【公的相談窓口等一覧】

- やまがたハッピーライフ情報センター (東京都千代田区有楽町二丁目10-1)
- (一社)ふるさと山形移住・定住推進センター (山形市鉄砲町二丁目19-68)
- 山形県ひとり親家庭応援センター (山形市小白川町二丁目3-31)
- マザーズジョブサポート山形 (山形市双葉町一丁目2-3)
- マザーズジョブサポート庄内 (酒田市中町一丁目4-10)
- 山形県ナースセンター (山形市松栄一丁目5-45)
- 山形県福祉人材センター (山形市小白川町二丁目3-30)
- やまがたチャレンジ創業応援センター (県内各商工会議所、各商工会)
(商工会議所、商工会)
- 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県信用保証協会 (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県Uターン情報センター (東京都千代田区平河町二丁目6-3)
- やまがた21人財バンク (山形市城南町一丁目1-1)
- 山形県若者就職支援センター (山形市城南町一丁目1-1(本部))
- (公財)やまがた農業支援センター (山形市緑町一丁目9-30)
- (一社)山形県農業会議 (山形市緑町一丁目9-30)
- 山形県林業労働力確保支援センター (山形市大字長谷堂字馬場2265)
- 山形県漁業就業者確保育成センター (酒田市山居町二丁目14-23)
- 山形県漁業協同組合 (酒田市船場町二丁目2-1)
- 移住先の市町村の移住、新規就農、
Uターン就職、住まい、教育、子育てほか (県内各市役所又は役場)
移住に関する相談窓口
- その他、センターの理事長が特に認める公的相談窓口等